

# **小売全面自由化に関する 様々な疑問へのお答え**

平成26年1月29日  
経済産業省

# ① 安定供給が確保できず停電が起きやすくなるのではないか

## **1. 需給バランスの維持や送配電網の整備を確実に実施する【送配電事業者】**

これまで安定供給を担ってきた一般電気事業者の送配電部門である送配電事業者が、現行制度と同様の地域独占と料金規制の下、引き続き高品質な電気の安定供給責任を負う。

- ① 送配電事業者に、日々の電力需給の状況を監視し、需給の調整を行うことを義務付ける。
- ② 送配電事業者に、送配電網の建設・保守を確実に行うことを義務付ける。
- ③ 小売事業者の破綻や撤退といった事態に備えた「最終保障サービス」や、離島への安定供給についても、送配電事業者が責任を負う。

## **2. 小売事業者に供給力確保の義務を課す【小売事業者】**

小売事業者に供給力の確保義務（空売り規制）を課すことで、小売事業者の要請に応じて発電事業者により発電所が建設される仕組みとする。

## **3. 将来必要な電源が必ず建設される仕組みを設ける【広域的運営推進機関】**

市場機能や小売事業者への規制だけでは将来的に発電所が不足すると見込まれる事態に備え、広域的運営推進機関が発電所の建設者の募集（公募入札）を行うことで、最終的には必ず発電所が建設される仕組みとする。

## ② むしろ電気料金が上がるのではないか

### ◆ 競争環境が整ったか見極めた上で、料金規制の撤廃を行う

小売の全面自由化後も、競争環境が整うまでの間は、料金規制を継続する。この仕組みの下では、規制料金より安い電気料金での新規参入はあっても、高い料金での新規参入は一般的に考えにくい。

今後、料金の全面自由化に向けた準備を進め、4～6年後を目途に、競争環境が整ったか見極めた上で、料金規制の撤廃を行う。

また、料金規制を撤廃するまでの間も、

①小売参入の全面自由化により競争を促し、

②既存の電力会社も、（規制料金を残すものの）自由な料金メニューも作れるようにする

こと等により、電気料金の抑制効果が働くことが期待できる。

### ③ 山間部や離島への電力供給はどうなるのか

#### **1. 山間部の送配電網は確実に整備される**

送配電事業者に対し、地域独占・料金規制（総括原価方式等）により投資回収を保証し、送配電網を整備する義務を課す。このため、現在と同様、山間部であっても、送配電網は確実に整備される。

（参考1）郵便ポストや郵便局の場合には、他の運送業者との競争が発生しているが、送配電網の整備は地域独占とするため、競争にさらされて整備がおろそかになることは想定されない。逆に、料金認可等の際に、いかに効率化を求めていくかが課題。

#### **2. 離島の送配電網は確実に整備され、他の地域と遜色ない料金水準で電力供給がなされる**

送配電事業者の地域独占は、離島も対象となるため、離島の送配電網の整備は送配電事業者が確実に行う。

主要系統とつながっていない離島の場合、発電所の建設や運営が高コストにならざるを得ないが、離島以外の電気料金と遜色ない水準となるよう、料金平準化の措置を講じる。具体的には、現在の電力会社の区域ごとに、全需要家で離島の高コスト分を広く薄く負担することとし、送配電事業者に供給を義務付ける。

（参考2）現在でも、離島の高コスト分は、一般電気事業者の区域ごとに、全需要家で広く薄く負担しており、これと同様の負担のあり方とする。このため、この「広く薄く負担」する仕組みを設けても、全需要家の電気料金水準は現行と基本的に変わらない。

#### ④ 誰からも電気を供給してもらえなくなることはないのか

##### ◆ 「最終保障サービス」により、必ず電気の供給を受けることができる

今回の小売全面自由化に際しては、小売事業者が破綻した等の事情により、消費者が他の供給者と契約できないという万が一の場合であっても、最終的には送配電事業者から必ず供給を受けられるという「最終保障サービス」制度を設ける。その際、適正な水準の料金となるよう一定の規制を講じる。

#### ⑤ 詐欺的商法など消費者に混乱が生じるのではないのか

##### ◆ 小売事業者は登録制とし、消費者保護のための義務を課す

小売事業者については、契約の相手方である消費者に電気を確実に供給する能力があることを確認するため、事業開始に当たって経済産業大臣への登録を求める。

また、事業開始後においても、

- ① 消費者への契約条件の説明義務等
- ② 苦情・問合せへの対応義務
- ③ 事業の休廃止時の周知義務

といった新たな規制により消費者保護を図るとともに、供給力確保義務により、消費者への確実な電気の供給を担保する仕組みとする。

## ⑥ 都市部と地方で料金格差が生じるのではないか

### **1. 送配電網の建設・保守の費用はこれまでどおり供給区域全体で平準化されるため、送配電線の利用料金には差は生じない**

山間部や、発電所から離れた地域への供給には、長い距離の送配電線が必要だが、送配電線の利用料金はこれまでと同じく供給区域全体（各電力会社管内）で均一料金となるため、同一供給区域内では地域による送配電線利用料金の差は生じない。

### **2. 同一供給区域内では、都市部でも地方でも、小売事業者間の競争は同じように生じる**

都市部では小売事業者が活発に営業して競争が進むものの、地方では営業が行われず競争が進まないのではないかと、という懸念があるが、家庭向けに広告やホームページ、コールセンター等を通じた営業活動を行うことにより、都市部でも地方でも広く販売することが可能である。

### **3. 供給区域を越えて供給しても送配電線の利用料金は変わらないため、区域を越えた競争や料金の平準化が期待される**

首都圏を抱えている東京電力管内などでは競争が生じて料金が安くなったとしても、それ以外の供給区域では安くないのではないかと、という懸念があるが、供給区域を越えて供給しても、送配電線の利用料金が供給区域内の供給の場合と同一となる仕組みのため、他の供給区域の発電所で発電した安い電気を販売することなどにより、競争や料金の平準化が区域を越えて進むことが期待される。

（参考）他の小売・サービス業での地域間の価格差の例

携帯電話：人口が少ない地方ではインフラ整備費用がかかるが、全国大で同一料金によるサービスを実現。

## ⑦ 諸外国と同じような弊害が生じるのではないか

### ◆ 諸外国の教訓を踏まえた慎重な制度設計により実施する

今回の電力システム改革は、諸外国の先進事例で明らかになった課題を克服するため、以下の慎重な制度設計により進めていく。

- 競争の状況を見極めた上での料金規制の撤廃
- 適切な市場監視の実施
- 送配電事業者と発電事業者が連携を確実に行うためのルールの策定

(参考) 諸外国の先進事例における教訓と今回の対応

国	課題	教訓	今回の改革での対応
英国	自由化と同時に料金規制を撤廃したことにより価格上昇が生じた。	競争が働くまでは料金規制を残すことが必要。	競争の状況を見極めた上で料金規制を撤廃し、その後も適切な市場監視を実施。
フランス	一度自由料金で供給を受けると規制料金に戻れない制度のため、自由化後も規制料金の体系に留まる需要家が多い。	需要家の自由な選択を妨げない制度とすることが重要。	自由料金を選択した需要家が規制料金に戻ることもできる制度とし、自由料金に移る際の抵抗感を軽減。
米国 カリフォルニア	供給力が不足する状況下で小売料金の凍結を行ったため、発電投資が進まず停電を引き起こした。	コストの上昇が価格に反映される仕組みが重要。	小売料金規制が残る経過措置期間中も上限価格規制は行わず、現行同様、認可によりコスト上昇を価格に反映できる仕組みとする。
ドイツ	風力発電の導入拡大に対応する広域送電線の容量不足が生じている。	広域的な送電インフラの増強が進む仕組みが必要。	広域的運営推進機関を設立し、連系線等の送電インフラの増強を促進。
韓国	系統運用機関が供給力不足を適切に把握していなかったため、輪番停電が発生。	系統運用機関による複層的なチェックや適切な情報共有が重要。	送配電事業者(各区域)と広域的運営推進機関(全国)による複層的な需給の把握・調整。
米国 東部	事業者間の連携不足で大停電を招いた。	送配電事業者同士、送配電事業者と発電事業者の連携ルールが必要。	送配電事業者同士、送配電事業者と発電事業者が連携を確実に行うためのルールを策定。